

平成30年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成30年12月14日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第16 特別委員会委員長報告について
日程第17 請願・陳情について
日程第18 議員の派遣について
日程第19（意見書第4号）群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）について
-

出席議員（14人）

| | |
|------------|------------|
| 1番 黛 浩之君 | 2番 高橋 茂雄君 |
| 3番 高橋 勝利君 | 4番 飯塚 賢治君 |
| 5番 仲井 静子君 | 6番 猪岡 壽君 |
| 7番 齊藤 崇君 | 8番 植原 育雄君 |
| 9番 植井 敏夫君 | 10番 高橋 正行君 |
| 11番 納谷 克俊君 | 12番 沓澤 幸子君 |
| 13番 高橋 仁君 | 14番 新井 實君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第16 特別委員会委員長報告について

○議長（新井 實君） 日程第16 特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより議会活性化特別委員会委員長により、現在までの調査・研究経過を報告いたします。
議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長（納谷克俊君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊であります。

当特別委員会は、前期定例会において議会基本条例の制定や議会のペーパーレス化など、議会活性化に向けた諸課題についての調査研究を目的として設置をされました。その趣旨に沿い、9月定例会以降、付議事件に対し調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

去る10月17日水曜日午前9時から第3委員会室において第2回特別委員会を開催いたしました。実質最初の協議ということであり、調査研究課題の検討について及び今後の開催日程についてが協議をされました。

調査研究課題の検討については議会基本条例の制定、タブレット端末導入によるペーパーレス化に向けて各委員からさまざまな意見が寄せられたところでありますが、両者とも並行して協議を進めていくということとし、本格的な議論に先立ち、次回委員会については、これまでの議会改革の取り組み、議会会議規則、議会運営基準について再確認するとともに、政務活動費に関しても検討していくことといたしました。

また、今後の開催日程については基本的に毎月1回の開催、おおむね2年以内を目途に調査研究の終了を目指すこととされました。

第3回特別委員会は去る11月21日午前10時から第3委員会室において開催をされました。前回の協議を受けて、これまでの議会の編成について確認をいたしました。委員からは、一般質問のインターネット配信におけるアクセス数についてや議長交際費の公表、議会だより、傍聴人アンケートなどについての質疑や意見がありました。

議会会議規則、議会運営基準についての検討においては、一般質問における通告内容の重複についての調整や一部事務組合に関する質問の取り扱い、視察・研修における復命書の様式の

整備の必要性、議員の補助団体や各種審議会における長の就任の是非などについて、今後の検討事項とすることなどが確認をされました。また、次回の調査研究において栗山町議会基本条例を参考に論点整理を行うことといたしました。

議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末の導入については、導入時の経費についての検討、導入の意義、各議員のインターネット接続環境などについて意見が交わされました。また、町執行部におけるタブレット端末導入に向けた動きについて報告がなされ、議会単独でもタブレット端末を導入していくのか、執行部と歩調を合わせ、より高い相乗効果を求めていくのかについて、次回以降の検討を重ねることを確認をいたしました。

第4回特別委員会については去る12月11日火曜日午後、本会議終了後、第3委員会室において開催されました。前回委員会において、栗山町議会基本条例を参考に論点整理を行う方向であったものの、その前段階として参考文献の考察により議論を深めていくことがより効果的ではないのかとの意見が出され、改めて次回以降の委員会の進め方について協議したところがあります。その結果、出席全委員の意見一致により、しばらくの間、参考文献の考察を行っていくものとしたところがあります。

また、議会のペーパーレス化に向けたタブレット端末導入については、導入時期とともに環境整備、とりわけ導入のための例規について検討を始めることとしたところがあります。それに先立ち、議員に対する通知等を可能なものからメール配信していくということが提案をされ、了承されたところがあります。

まだまだ手探りの状況ではありますが、当特別委員会に課せられた使命を果たすべく、精力的に調査研究を継続していくこととお約束いたしまして、議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。

○議長（新井 實君） 以上で、議会活性化特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、議会活性化特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して、質疑があれば発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議会活性化特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんので、引き続き調査研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程第17 請願・陳情について

○議長（新井 實君） 日程第17 請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました請願第1号 憲法九条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願についての件、請願第2号 主要農作物種子法の復活等を求める請願についての件、請願第3号 元隣保館跡地を町駐車場整備と公衆便所の設置に関する請願についての件、請願第4号 全国一律最低賃金の制度化を求める意見書の提出を求める請願についての件、以上の4件は閉会中及び休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） 総務経済常任委員長の猪岡壽でございます。

当委員会に付託されました請願第1号 憲法九条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願、請願第2号 主要農作物種子法の復活等を求める請願、請願第3号 元隣保館跡地を町駐車場整備と公衆便所の設置に関する請願、請願第4号 全国一律最低賃金の制度化を求める意見書の提出を求める請願の4つの請願の審査結果について、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

この請願第1号と請願第2号は、30年9月定例会において当委員会に付託され、継続審査となっていたものでございます。

初めに、請願第1号 憲法九条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願については、政府がどのように9条を変えるのか、いまだに具体的な案が出ておりませんので、継続審議を続行することとさせていただきました。

次に、請願第2号 主要農作物種子法については、休会中の11月28日午後2時より、委員全員出席し、埼玉県農林部生産振興課と本庄農林振興センターの担当者を招き、種子法が廃止された経緯と同法にかわる埼玉県主要農作物種子条例についての勉強会を開催しました。

種子法の廃止で生産現場では不安が広がっていましたが、この条例制定により稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本件の主要農作物の品質確保及び安定的な生産に寄与し、在来種の生産と維持に県が協力するという規定も盛り込まれ、県の公的機関が廃止前と同じように種子の生産・供給が可能な体制を続けられるようになり、種子法廃止による弊害は解消されるのではないかとの説明がありました。

その後、12月12日9時より、全員出席し会議を開き、慎重に審議いたしました。その結果、埼玉県においては制定された埼玉県主要農作物種子条例で農家の不安が解消されるものと判断し、全会一致で請願第2号は不採択といたしました。

続いて、請願第3号 元隣保館跡地を町駐車場整備と公衆便所の設置に関する請願について審査しました。

まず、この跡地の件については、平成26年に当時の宮本町区長より、南側の道路幅が狭く、カーブしているため、対向車が見にくく危険なため拡張してほしいとの要望書が提出されておりますので、この要望を組み入れて駐車場と公衆便所の設置ができるのかということ、それと、神社内の公衆便所老朽化と衛生上の問題も含めて新たに公衆便所を設置するのか。行政と神社との問題もあります。公衆便所設置後の管理の問題もあります。請願者に神社委員長名があるのも問題です。公民館祭りや小学校の運動会、その他の催しの駐車場としての利用は理解できますが、慎重に検討し審議した結果、請願第3号については当委員会は全員一致で不採択といたしました。

続いて、請願第4号 全国一律最低賃金の制度化を求める意見書の提出を求める請願について審議しました。

請願趣旨であります地域の最低賃金の底上げが全体の賃金の上昇に大きな役割を果たすことは理解することができますが、全国一律に上げることは問題があります。都道府県によって生活水準、物価指数などが違うからであります。

平成19年度の都道府県別の物価指数は全国平均を100とした場合、最も高いのが東京都の108.5、最も低いのが沖縄県の91.9で、その差は16.6でした。最近の数字は少し変わっていると思いますが、物価指数などに差がある中で賃金を一律に上げることには賛同できないとの全員の意見でした。したがって、請願第4号については不採択といたしました。

以上で、総務経済常任委員会に付託された請願の審査結果並びに審査報告といたします。

以上であります。

○議長（新井 實君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、請願第1号についてであります。

先ほどの常任委員長の報告ですと、政府がどのように9条を変えるかが示されていないため

に継続ということであります。そうしますと、これは政府が国会に報告しない限りは審査が始まらないということの考えなのかどうか。いわゆる、もう安倍首相が憲法を変えると公言しているわけです。それは明らかです。その中で具体的なこともかなり新聞等でも報道されていますし、実際は新聞関係、報道関係等で国民に憲法を変えることにどうですかという調査なども盛んに行われているわけであります。それが上がらない限り審査しませんよということでは、この請願権というんでしょうか、そういう状態の中で不安があるからこういう請願が出ているわけでありまして、国がどうこうではなくて、上里町議会がこのことをどういうふうと考えていますかということが求められているというふうに思うんですけども、そのことについて考え方を聞きたいと思います。

次に、請願第2号についてでありますけれども、先ほどの報告によりますと、埼玉県は条例を整備して県として守っていくので、埼玉県の農民の農家の不安は解消できますということでありますけれども、埼玉県だけが不安が解消すればいいんですかと逆に聞きたいと思います。

種子法が変わっていくということは、今までは野菜等はこういうふうを守られてこなかった結果、今非常に重大な問題になっているのが遺伝子組み換えの野菜、また、そういう種が選ばなくても落ちたことによって、本来は国産だと思って栽培していたところに遺伝子のものが入っていて売れなくなったとか、そういうことだって今は起きている時代です。

埼玉県と新潟県と兵庫県、富山県も条例化に進んでいるというふうに、ちょっとまだそこは確定はできないんですけれども、また幾つかの都道府県において、種子法を守らなければいけないということで要綱をつくるなどで対応はされているんですけれども、国として法的な根拠を失うということは、当面はいいでしょうけれども、県が財政的な負担を今度することになりますので、都道府県の財政力によって守られなくなる事態、だから長期的なそういう部分の議論はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、請願第4号でありますけれども、最低賃金全国一律のところ引がかかっているようで、最低賃金の引き上げには賛成だという、そういう解釈でよろしいのでしょうか。そこを一つまず確認しておきたいと思います。

その上で、今どこの地方に旅行に行ったり、帰省したりした場合にも、どこに行っても同じような町の風景、駅の前にはコンビニがあったりとか、全国チェーン展開をしているお店が目立ちます。そういうところでは、ほとんど同じ価格で物が販売されているわけですね。また、物価指数だけではなくて、地方に行けば行くほど公共機関の整備がされていないために車がなければ生活できないとか、かかる経費の違いがあると思うんです。その辺はどのように審査をされたんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） ただいまの沓澤議員の各審議されたことについて、第1号、第2号、第4号について質問がありましたがお答えいたします。

まず、第1号の9条の件に関してですが、これにつきましてはやはり、どのような形で9条に盛り込むのか、やはりそれがはっきりしませんと我々も議論の対象にはならないと思います。どういったことで政府がこういったことを9条に自衛隊を入れていくのか、また、そのいろいろな細かいことも出てくると思います。そういったことがありますので、具体的な案が出てこないと審査できないということで継続にしたわけでございます。

それから、第2号につきましては、県の条例が埼玉県、それから新潟県、兵庫県、そのところにとりあえずでは県の条例を入れていくということで具体的になっておりますが、いろいろな文献を見ますとこういったものが全国的にも広がりつつあるということでございますので、私は全国的にこういったものは生産者を守るためには必要ではないかなということで、広がっていくのではないかなというふうにそういったことも考えまして、大丈夫かなというところで不採択とさせていただきます。

それと、最低賃金が上がればいいということではなくて、やはり一律に上がるということが問題が出てくるのではないかなというふうに思います。先ほど申し上げました物価指数も、先ほどは東京と沖縄だけを挙げたんですが、東京は108、それから埼玉が98.7とか、いろいろなところを見ると、やはりそれだけの生活水準も違うのではないかなと。それと、例えば東京と地方の小売店、こういったところも全体的にはそういう大都市、東京などのほうが売り上げが多いと思うんです。地方のほうがやっぱり小売店は売り上げが、中小零細企業もそういった傾向にあるのではないかなと思います。そういった中で、一律に東京都と同じ賃金にすると、そういった中小零細の企業も影響を受けてくるのではないかなということもあまして、この第4号につきましては不採択とさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 請願1号につきましては、9条をどういうふうに変えるかが具体的に示されていないから議論の段階ではないということでもありますけれども、9条のことはこの請願の真ん中にうたっていることでもあります。やっぱり上里町議会に、今国でいろいろな憲法を変えましようとして総理がはっきりと言っているわけでもありますので、それに対して憲法の成り立ちについてどのように話し合われたのか、最低そこはお聞きしたいと思います。

憲法9条に関しては、総裁選のときに立候補者から2つの具体的な案がもう出ているわけです。その両方の、どちらがどうなったにしてもそれなりの議論はできるはずですが、具体的な案が出ない限り議論できないということであれば、上里町議会はそうしたことの情報をどのように判断しているのかということが問われるのではないかと思いますので、再度お聞きしたいと思います。

請願第2号でありますけれども、先ほど常任委員長は条例の制定が全国に広がりつつあるから安心だというふうにおっしゃいました。いわゆる種子法は必要ということを認めていることだと思います。種子法を守らなければ本当に大変なことになるんです。ですから、全国で何とかしなくてはというふうに自治体が動き、その結果、意見書などが国に上がっているわけがあります。守られるからもういいんだではなくて、守る必要があるんだから国に再度請願を上げてほしいという内容ではないかと思いますので、その辺についてお聞きしたいと思います。種子法は必要なかどうか、そのことを明確にお聞きしたいと思います。

次に、請願第4号でありますけれども、同じ答弁をしていただきました。私はそのことは先ほど聞きました。物価指数が違うということではなくて、では全国チェーン展開されているセブンイレブン等、本当にたくさんの企業があるわけですが、ではそこで販売されている商品の価格は違いますか、労働者の労働条件はそちらに行くと短時間労働に、24時間ではないんですかとか、いろいろなことがあるわけです。

そういう中で、私は具体的にこういう意見も聞きました。大学生の方たちはいろいろなところに行きますよね、全国の大学に。国立大学とか。そうしたときにそこでアルバイトをすると七百幾らだったと。埼玉県でアルバイトしていれば800円いていたのになど。だから、地方によって必要とされるもの、かかる経費は違うと思います。車がなければ地方では生活できない。では車の価格は都会で買うよりも安いですか。同じですよ。それをローンを組んで払うわけです。では、都会では車は便利ですよ。だけれども家賃は高いですよ。いろいろなことはあるかもしれないけれども、高い賃金を求めて都市に人口が移ってきているのではないのでしょうか。その辺について議論はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） 沓澤議員の質問にお答えいたします。

まず、第1号につきましては、9条の件については、成り立ちとかそういった細かい最初のことにつきましては、細かく我々は話はしておりません。それで、9条の自衛隊を加えるかどうかということについては、やはりどういった形で加えるのか、さっきと同じようなことを申し上げますが、やはりどんな形で加えていくのか、こういったことも問題となりますので、や

っぱり具体的に出してから審議するというにしたいという形で考えております。

それから、種子法につきましては、確かにこの種子法がなくなったことについて、農業生産者に不安が広がっていたということで、それにかわるものとして県の条例が出てきたわけでございます。これは先ほど言ったように、全国的に広がっているものでございますが、この種子法につきましてはもう既に廃止という形になっておりますので、それよりも県の条例でやってしまったほうが私は早く広まるのではないかなというふうに思います。

そして、種子法につきましてはの説明も聞きましたが、結構しっかりしているもので、現在のものは守ると、それから、これからも新しい品種の開発はしていくということもやるということでございますので、県の条例にかわることで私は種子法は守られるのではないかなと思います。

それから、第4号につきましては、セブンイレブン等の意見も出ましたが、これはセブンイレブンというのは大手なんですよ。ではなくて、中小零細企業もそこにあるわけなんです。やっぱり中小零細企業というのは、やはりいかに経費を抑えるか、なかなか売り上げも厳しいでしょうし、やはり東京と、例えば、沖縄で比べれば売り上げも少ないでしょうし、なるべく経費と言いますか、人件費なども東京と同じような形で払ったのではなかなか厳しいということもありまして、一律は難しいのではないかなという結論に達したわけでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 請願の第3号、このことについて私も紹介議員ということで今回上げましたけれども、ちょっと私自身も経験不足のところがあって、委員の皆さん方にその辺の趣旨の説明不足があったということは否めないと思います。ただ、今回そういう問題を出したということは、以前にもそういう請願を出した経緯があるというふうに聞いております。

まず、このトイレと駐車場ということについて、今回上げているわけですが、まず、トイレのことについては、ただ単に神社のものを新しくつくってくれということではないわけです。ですから説明的には非常に不足していた部分があるというのは、先ほど言ったように否めないとは思いますが、このトイレがどちらかというと公衆的なように使われているんだと、こういうことなんです。例えば、乾武マラソンが開催される、それから近隣の児童館、公民館、各種イベントが開催されて、ほかの神社との関係も見てみてもちょっと違うところがある。あそこの神社の関係ではないかなというふうに思います。確かにそういうことを考えると、それは神社の問題だろうということですが、今回は神社のものではなくてトライアルの跡

地にそういった、簡単に言えば公衆トイレになってしまうかもしれませんが、そちらのほうに設置をしてくれないかという要望であるわけです。

今、隣保館の跡地というのは交通的にも非常に危険なところというふうに言われているんですけども、今回の請願というのは、先ほども言ったように、トイレの問題が地域の人たちがいろいろなところでそこを使用していると。ましてや乾武マラソンというのは全国から大勢の人が集まってきているわけですから、その辺のところはああいうものでいいのかという話で、地元の区長と神社のほうで話をしたということでもあります。

確かに政教分離ということになれば、それはいろいろあると思うんです。そういう政教とかに関係なく、地域住民のために何とかならないかということが主な内容になっているわけです。そういう点は、先ほど言ったように、ほかにも神社は上里にいっぱいあるわけですよ。そこと比べてどうなのかというようなこともあると思うんですけども、置かれているところがいろいろな角度で使われている場所に隣接をしているということでもありますので、その辺のところについて一つ御説明していただきたい。

まして、ではトイレをつくったら管理はどうするのかといった問題は、またそれは別の話として取り上げたいと思うんですけども、今は皆さんも知っているとおおり、あそこのところはずっと空き地の状態にいるから何か有効活用できないかというところで、まず出てきたのが悪臭はあるし、地域の人がそういうイベントで使ってしまったから、新しくこっちへつくってくれないかということですので、その辺のところについても委員会のほうの説明をお願いします。

○議長（新井 實君） 6番。

……ちょっと、委員長待ってください。

先ほど質問の中でちょっとトライアルという発言が。

〔「隣保館」の声あり〕

○議長（新井 實君） 訂正ですね。はい。

6番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） ただいまの高橋議員の質問にお答えいたします。

まず、トイレの件なんですが、請願書を見ますと、石神社内に汲み取り式のトイレがありますが、老朽化が進み、衛生上から見ても改善が必要とされていますということで、このトイレ、私も区長をやった経験がありますので、神社のトイレはやはり確かに皆さん一般の人も使っているというふうに思います。ただ、この文章を見ますと、神社のためにつくるのかというような形になってしまいますので、その辺で我々議員もちょっとこれはおかしいのではないかなと

いうことになったわけでありませう。

それと管理の面について、前、議会でも出ましたけれども、長久保公園のトイレが結構いたずらされてしまっ、石が詰められたりしてトイレがふさがってしまっ、使えないようにしているということもありますので、その管理面をちゃんとしないと、なかなかせっかくつくっ、も難しいというふうに思います。

それともう一つ、この隣保館の跡地の使用については、壊したときに当時の区長、宮本町の区長が、何とか八町河原へ行くのに、道路が狭くて対向車が来るかどうかが見づらいいん、です。それでカーブミラーをつけてくれないかという話があったんです。

私も当時、神保原地区の総括をやっていたので、だったらこれを広げてもらえばいいん、ではないかなということ、それで宮本の当時の3区長が連名で要望書を平成26年に出しているんです。昨日も私見てきました、まち整備へ行って。そうしたらありまして、これはやる予定、ですということなんです。ただし、側溝があるんですね。その側溝をどかさとかかなり予算、がいつてしまうので、側溝をどかさずにやれば予算も少なく、早くできるなという話も、いただいております。そういったこと、ですね、側溝を移動するの、かしないのか、それで早さは違っ、てくる。それと、そこをどれくらい削るのか、それによってこの駐車場とトイレの位置、というんですか、その辺も決まってくると思うんです。

それをまた、広げたいということで、まち整備のほうで宮本町のほうに話も行くと思うん、ですが、そういったところで総合的にいろいろと相談してみたらどうなん、でしょうか。一応、そういうこと、です。よろしく、お願いします。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） トイレについては、いろいろ意見があると思うん、ですけども、小学校にあるトイレを使ったらどうなん、だとか、いろいろあると思うん、です。そうすると、一般の人が学校の中に、そういうイベントのときにぞろぞろ入っ、ていっ、てしまっ、ると。これはまた安全とか、そういう問題を考えた場合に、ちょっと私としては理解できない部分があるん、です。

今回は、神社委員長という名前が出たということは、これは問題があると思っ、ますけれども、このことについては、あくまでもそういう政教とかに、関係なく地域の住民のために出したと、こういうふう、に聞きましたので、私も紹介議員という、こと、で出しました。

今、委員長のほうから、交通のことについて、カーブミラーとかあるん、ですが、今年度におい、てあそこで正面衝突事故が起っ、ているん、です。カーブミラーをつけても危ないものは危ないん、ですよ。1個ついているん、ですけども、私はその現場を通っ、たときにたまたまそこでぶっ、ついたら、いいん、です。

そういうことを地元から、では危ないからという要望で動くのか、行政がそういうところについて見て、誰が見ても危険だということであれば全体で考えていく必要があると。まして、隣保館の跡地については解体してから随分時間がたっているわけです。そういう点も含めて今回出したということについて、再度お伺いしたいと思います。

○議長（新井 實君） 6番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） 高橋議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げたのは、私もカーブミラーではちょっと危ないから、あそこを削ったらどうかという話を差し上げているんです。町のほうも検討をしていくということを話をしておりますので、これは地元の宮本町の前の区長から出ているということですから、今の区長と相談して、どんな形にどこまで広げるのか、そういったことをよく議論した方がいいのではないかと思います。あそこは危ないんです、確かに。そういうことで、そういう対策を町も今考えているということでございますので、その辺は町内、あるいはまち整備等と話し合っ決めていければいいのではないかなというふうに思います。

○議長（新井 實君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） はい、理解できました。そのことについては、今委員長から言われたことについては、交通的な問題のほうがいわば先決的な問題であるというふうなことについては、また地域の人と話をしていきたいと思えます。

終わります。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番、日本共産党の沓澤幸子です。

請願第1号 憲法九条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願について、継続審査ということでありましてけれども、継続審査の中身が、明らかにこのように変えますということが定義されるまでは議論できないという結論でありますと、ずっと継続、先送りをされるということになると思います。しっかりと請願者を招聘して審査をするだとか、この日本国憲法が侵略戦争への深い反省に基づいて制定されたということについて、委員の皆さんはどのよう

に考えているのか。

最低でも、全く審査をされていないようでありますので、この憲法の果たす役割について、また、憲法を変えるということは誰が求めて変えるべきものなのかとか、憲法そのものについての審査経過を報告していただけるような審査を求めて、そういう内容でない限り継続する意味がないというふうに思いますので、速やかに内容について審査をしていただきたいという立場から、継続ありきの継続には反対であります。

続いて、請願第2号 主要農作物種子法の復活等を求める請願に賛成の立場から、総務常任委員会審査結果に反対の討論を行いたいと思います。

昨年4月に、主要農作物種子法の廃止が衆参合わせて12時間というわずかな審議で可決をされ、今年の3月をもって廃止されたわけであります。主要農作物種子法は1952年の制定以来、都道府県が開発した優秀な種を奨励商品と定め、生産者に提供することで国民への安定的な食料供給はもちろん、過度の民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。国の財政支援を受けて都道府県の農業試験場などが米などの種子を開発、管理し、農家に安定供給する目的で、結果的に民間の種子開発を規制し、種子法に守られて現在米では300種以上の国産種子が流通してきています。

この種子法が廃止されることで、種子の価格騰貴や少量生産品種の淘汰、研究者や研究成果の情報が巨大な外資系企業、遺伝子組み換え種子で有名なモンサントやデュポンなどバイオメジャーと呼ばれる多国籍企業に移ることなど、日本の食の安全保障が懸念されているわけです。

そうした中で、種子法の廃止を心配して、各県が条例を制定する動きが起きているわけです。先ほど委員長の報告であったとおり、埼玉県、新潟県、兵庫県が先行し、富山県がそれに続こうとしています。また、各都道府県において何らかの形でこの種子法を守る、守らなければ食の安全が守れない、そのための動きを起しているところでもあります。この都道府県が現在も懸命に守ろうとしている種子法は、今までは国の法の後ろ盾があったわけですけれども、この後ろ盾がなくなることにより、都道府県の財政力に応じて本当に中長期的な予算確保、将来に向けての供給体制が守られるかどうか危ぶまれてくることとなります。

先ほど委員長は、各都道府県の努力によって守られるからいいのではないかということでもありますけれども、そうした懸念の上に立って、全国で守ろうという動きをしているそれほど大事な主要農作物種子法であるのだから、是非復活をしてほしいというそういう請願であります。総務常任委員会においても、種子法は守られるから安心、県で条例を定めたから安心ということは、種子法は必要だということを常任委員会でも確認しているのではないかと思います。そういう立場であるならば、この請願は採択すべきと私は考えますので、請願に賛成をし、常任委員会が決定した不採択に反対の討論としたいと思います。

続いて、請願第4号 全国一律最低賃金の制度化を求める意見書の提出を求める請願について賛成し、総務常任委員会審査結果に反対の討論を行いたいと思います。

最低賃金法が制定された1959年当初は、事業間の協定により最低賃金が制定され、全ての労働者を対象するものではなかったため、その普及状況や水準には産業間、地域間で不均等が生じていました。その後、1976年に全都道府県に地域別最低賃金が制定され、1978年以降は47都道府県を現在4ランクに区分し、各県で独自最低賃金を決めるようになって現在に至っています。

しかし、実際は国が決めた目安額が用いられていて、その格差は広がるばかりです。現在最低賃金が最も高い東京都は985円、最も低い県、8県になりますけれども962円です。この10年間でこの格差は109円から223円へと倍増しています。

先ほど、大手ではないかとも言われましたけれども、コンビニ、スーパー、洋品店、フード店、物流も同様にサービスや物の値段は全国どこでも違いはありません。全国展開する企業の従業員は各地で異なる時給が支払われています。同じ仕事に従事する人々の労働価値に地域間格差が設けられているわけであります。一握りの大企業が巨大な収益を上げ、株式配当と内部留保を拡大する一方で、圧倒的多数の労働者の生活は厳しい現状が続いています。非正規雇用労働者は全労働者の約4割、年収300万円未満労働者は全労働者の約6割、労働者の低賃金が個人消費の落ち込み、少子化、人口減少の悪循環となり、日本の経済・社会に深刻な影響を落としているのではないのでしょうか。

全労連などが実施している最低生活費試算調査によれば、一人の労働者が自立して暮らしていくためには、全国どこでも月額22万から25万円、これは自給にすると1,500円程度らしいんですが、必要との試算であります。都市部と地方での最低生活費の差はほとんどありません。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では労働人口が増えて賃金が上がりにくくなります。こうした実態を改善するためには、格差をなくすように制度を改善することが必要です。そのためにも時給1,000円以上実現は必要だと私は考えています。

先ほどの委員長の報告では、大手ではなくて地域の中小零細企業もあるんですよという議論でありましたけれども、私も地域経済を支える主役である中小企業対策は重要だと思います。その問題と労働者の最低賃金の引き上げとは区別して考える必要があると思います。地域を支える主役である中小企業、零細事業者に対しては、最低賃金の引き上げを保証する特別な措置が求められると思います。また、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの調整も必要だと思います。

全ての働く人に人間らしい生活を保証するため、最低賃金を改正し、生計費原則に基づく全国一律最低賃金制度を実現することに賛成でありますので、請願第4号に賛成し、総務経済常任委員会の審査結果に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 高橋です。

第3号の不採択については反対いたしまして、請願については賛成をいたします。

一つだけ委員長に、皆さんにお伺いしたいんですけれども、政教分離というのが私にはちょっと理解……

〔「討論」の声あり〕

○3番（高橋勝利君） 討論です。神社と行政ということにちょっと委員長が触れられていましたけれども、この部分がちょっと理解できないんですけれども、地元の人というのはあそこの神社というのは氏子はいないんですよ。ほかのところは氏子さんがいて、例えば、県社として扱われていますけれども、あそこはないと。それを今まで行政がずっと、地元の行政の経験をした方はわかると思いますけれども、支えてきて今日まで来ているということを理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論はありませんか。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 請願第4号の不採択に対して、私も反対のほうの意見を述べさせていただきます。

この間、女性の貧困問題ということを取り上げましたけれども、それは子どもの貧困にも連鎖しますし、女性の立場として子どもを産みたくても産めないというのは、この賃金の格差ということが問題になっていると思いますので、その点も考慮していただけたかなという意味で、この不採択の結果に対して反対をいたします。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願について

の件を起立により採決いたします。

本請願は総務経済常任委員会の決定のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第2号 主要農作物種子法の復活等を求める請願についての件を起立により採決いたします。

この請願に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「この請願を採択する」の声あり〕

〔「いいんですよ。これが結果なんだから」の声あり〕

〔「何、いいんだよね。採択をする……、採択をされた……」
の声あり〕

○議長（新井 實君） 本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔「ちょっときちんと読んでください」の声あり〕

〔「違うぞ」の声あり〕

○議長（新井 實君） はい。ではもう一度。

〔「今までと違うんじゃないですか」の声あり〕

〔「いや、いいんだよ」の声あり〕

○議長（新井 實君） この請願に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第3号 元隣保館跡地を町駐車場整備と公衆便所の設置に関する請願についての件を起立により採決いたします。

この請願に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

これより請願第4号 全国一律最低賃金の制度化を求める意見書の提出を求める請願についての件を起立により採決いたします。

この請願に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

なお、総務経済常任委員長より、請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願についての件を、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託をいたしました陳情第1号 歩行弱者対策に関する陳情についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、各委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長（猪岡 壽君） 総務経済常任委員長の猪岡壽でございます。

このたび、総務経済常任委員会に付託された陳情第1号 歩行弱者対策に関する陳情について、12月12日午前中慎重に審議いたしました。陳情者の陳情趣旨については委員全員が理解いたしました。これから増えていくと予測される歩行弱者や身体弱者の皆さんに対して、いかに満足される公共交通システムが構築できるかという課題を与えられております。

そこで、今回の陳情については趣旨採択とさせていただきます。現在の改善点の多い公共交通システムを歩行弱者や身体弱者、または、高齢者の皆さんが喜んで利用できるようなシステムに改良していくことに議会も取り組み、町に要請していくことといたします。

以上で、総務経済常任委員会に付託された陳情第1号の審査結果並びに審査報告といたしま

す。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、文教厚生常任委員長、高橋仁議員。

〔文教厚生常任委員長 高橋 仁君発言〕

○文教厚生常任委員長（高橋 仁君） 議席番号13番、文教厚生常任委員長、高橋仁であります。

12月定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました陳情第1号 歩行弱者対策に関する陳情の件について審査報告をいたします。

審査は12月12日午前9時より第2委員会室において当委員会を開催し、委員全員の出席をいただき、審査を進めてまいりました。当委員会に付託された陳情審査の経過、または、結果をこれより報告を申し上げます。

趣旨については全委員が賛成ではあるということではありますが、移動等に欠かすことができない交通機関などの利用料金、または、もろもろの補助制度については現在も検討中であります。これも次いで、この文面の下より10行目の文面は広い意味ではわかりますけれども、下より6行目の文面についてはまだ現在検討中ということでございます。全てを賛成して採択とすることが、これが望ましいことではないということでありまして、歩行弱者対策の考え方については賛成することでありますけれども、多くの委員からは趣旨採択というような意見が出ましたので、結果といたしましては当委員会では趣旨採択となりました。

以上で、文教厚生常任委員長による審査結果並びに経過を報告といたします。

以上で終わります。

○議長（新井 實君） 以上で、各委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第1号 歩行弱者対策に関する陳情についての件を起立により採決いたします。本陳情は総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の決定のとおり、趣旨採択とすること

に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま高橋仁議員ほか2名から、意見書第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第19 意見書第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）について

○議長（新井 實君） 日程第19、意見書第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

13番高橋仁議員。

[13番 高橋 仁君発言]

○13番（高橋 仁君） 議席番号13番高橋仁であります。

提出者として説明を申し上げます。

群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）でございます。

群馬大学については、これを1ページをめくってもらって、これを朗読させていただき、それを提出者からの意見とさせていただきます。

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学のガバナンスの強化など、再発防止に向けた様々な改革を徹底して進めてきた。

こうした取組は外部委員で構成される病院監査委員会からも高く評価されており、これまで積み重ねてきた実績等を踏まえ、平成30年5月31日に厚生労働大臣に対して特定機能病院の再承認の申請が行われたところである。

また、遺族への対応についても誠実に取り組んでおり、遺族との和解も大きく進展していることから、特定機能病院の再承認に向けた環境はすでに整っているものと認識している。

一方、群大病院では、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことにより、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能に支障を来している。

加えて、こうした状況が若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、臨床研修医の採用数が大きく減少しているほか、この4月に始まった新たな専門医制度では、群大病院における外科と整形外科の専攻医が1名のみという、極めて厳しい状況を生じさせているところである。

群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成・確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合、住民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねない。

については、安全で安心できる県民生活を維持確保していくために、群大病院について、特定機能病院としての早期の再承認を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

以上であります。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議員の派遣について

○議長（新井 實君） 日程第18、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る平成31年1月29日開催の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時20分閉会